

『Kマスター 民法Ⅱ』(KU19018)

訂正表

2019年08月5日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容	掲載日
P. 470	問題の1行目	誤 問題：自己の債権が受働債権差押え後に	2019/08/05
		正 問題：自己の債権が受働債権差押え後に	
P. 536	表内 「免責的債務引受」項目の一番下の項目	誤 C以外の者が担保権者の場合、承諾が必要。	2019/08/05
		正 C以外の者が担保権設定者の場合、承諾が必要。	
P. 545	(a) 承諾期間の定めのある申込み 表内の項目	誤 撤回不可 (521条1項)	2019/08/05
		正 撤回不可 (523条1項)	
P. 546	(c) 対話者間における承諾期間の定めのない申込み 表内	誤 会話	2019/08/05
		正 対話	
P. 547	上から10行目	誤 契約は成立しない(522条1項)。	2019/08/05
		正 申込は効力を失う(523条1項)。	
P. 561	上から9行目	誤 契約解除の意思表示をしなければならない。	2019/08/05
		正 契約解除の意思表示をしなければならない。	
P. 578	上から1行目	誤 したがって、旧法の担保責任の性質は	2019/08/05
		正 したがって、新法の担保責任の性質は	
P. 625	下から2行目	誤 ② 使用貸借は、無償・片務・要物契約	2019/08/05
		正 ② 使用貸借は、無償・片務・諾成契約	
P. 634	下から1行目	誤 減額を請求することができる(559条・562条2項1号)。	2019/08/05
		正 減額を請求することができる(559条・563条2項1号)。	
P. 685	上から12行目	誤 範囲に制限される(最判昭5148)。	2019/08/05
		正 範囲に制限される(最判昭51.7.8)。	
P. 695	表【総則編の取消しと親族編の取消しとの相違】親族編2行目	誤 ① 婚姻・縁組の取消し →非遡及(748条1項、808条1項本文)	2019/08/05
		正 ① 婚姻・縁組の取消し →非遡及(748条1項、808条1項前段)	
P. 695	表【総則編の取消しと親族編の取消しとの相違】親族編5行目	誤 3か月(747条2項)又は6か月(808条1項)	2019/08/05
		正 3か月(747条2項)又は6か月(808条1項後段)	
P. 710	下から5行目	誤 (最判平12.3.10)。	2019/08/05
		正 (最決平12.3.10)。	
P. 714	表 「推定される嫡出子」「意味」の項目	誤 婚姻成立後200日以後	2019/08/05
		正 婚姻成立後200日経過後	
P. 721	上から2行目	誤 暴行罪・傷害罪を構成する(刑法208条・205条)。	2019/08/05
		正 暴行罪・傷害罪を構成する(刑法208条・204条)。	

※「掲載日」は、上掲訂正情報がLECホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』(<http://www.lec-jp.com/koumuin/info/teisei/>)に掲載された日付です。